

【重要】必ずお読みください

maruko 給付特待生
奨学生のてびき

この冊子は、maruko 給付特待生となった方が、奨学金の給付を受けるために必要な手続について記載しています。大切に保管し、利用してください。

公益財団法人島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

はじめに

あなたは、このたび育英会のm a r u k o 給付特待生に採用され、奨学金の給付を受けることとなりました。

この奨学金は、安来市広瀬町布部出身の小原丸子氏からの寄付金を原資としています。

みなさんが、高い志をもって大学で勉学に励み、卒業後はふるさと島根を愛する社会人として、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献され、活躍されることを期待しています。

このたびきには、あなたがm a r u k o 給付特待生として採用され、奨学金の給付開始から給付終了までの期間内の諸手続について記載してあります。

全体を通してよく読んで、大切に保管してください。

なお、たびきの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

また、不明な点は、育英会に照会してください。

～目次～

I 給付前の準備

- 1 奨学金振込口座の開設
- 2 奨学金給付月額の確認

II 奨学生になってから

- 1 採用者への交付書類
- 2 誓約書の提出
- 3 奨学生になってから変更できる事項
- 4 基本的事項
- 5 報告義務
- 6 卒業時の報告

【本冊子の用語について】

あなた m a r u k o 給付特待生に決定したあなた本人

育英会 公益財団法人島根県育英会

(2026.3)

I 給付前の準備

1 奨学金振込口座の開設

奨学金は、あなた名義の口座に振り込みます。奨学金振込用口座がない人は、使用できる口座を必ず開設してください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行（含む ゆうちょ銀行）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協	インターネット専門銀行、コンビニ銀行等
口座	あなた本人名義の普通預金の口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

2 奨学金給付月額の確認

通学形態の区分		奨学金の給付月額
国公立	自宅通学	50,000 円
	自宅外通学	
私立	自宅通学	
	自宅外通学	

II 奨学生になってから

1 採用者への交付書類

あなたには、育英会から次の書類が送付されます。

書類がそろっていることを確認してください。

	交付書類	交付書類の説明
1	奨学生決定通知書	奨学生としての資格を証明するものです。記載事項に誤りがないか確認し、大切に保管してください。
2	奨学生のおびき (この冊子)	給付が始まってから終了するまでの間の諸手続等が記載されています。よく読んで内容を理解し、大切に保管してください。
3	誓約書	あなたと育英会の契約を明確にする契約書です。必要書類とともに必ず提出してください。

2 「誓約書」の提出

採用後に、「誓約書」を育英会が定める期限までに提出しなければなりません。

期限までに「誓約書」を正しく提出しない場合は採用取消しとなります。

すべてあなたが自筆で記入してください。

なお、住民票は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

<提出書類>

- ① 誓約書（写真貼付）
- ② 市区町村で発行されたあなた本人の「住民票」（有効期限：3か月以内。コピー不可）

3 奨学生になってから変更できる事項

	事項	説明・備考
1	奨学金の辞退	奨学金の給付はいつでも辞退する（やめる）ことができます。
2	奨学金振込口座	振込口座の変更をしたいときは、育英会へ連絡してください。

4 基本的事項

(1) 奨学生番号について

奨学生番号は、育英会の奨学生となったあなたの固有の番号です。育英会への届出や問い合わせの際には、必ず奨学生番号と氏名の両方で確認することになります。あなたの奨学生番号は、奨学生決定通知書に記載してあります。下欄に記入しておきましょう。

あなたの奨学生番号	島奨第	—	M号
-----------	-----	---	----

(2) 給付月額と給付方法

給付月額は5万円ですが、2か月分以上を合わせて給付します。

給付方法は、あなたから届出のあった金融機関の指定の口座に振り込みます。

育英会や金融機関からの振込通知はありませんので、あなたの口座を確認してください。

やむを得ない理由で振込口座の変更をしたいときは、育英会に連絡してください。また、金融機関名・支店名等に変更が生じた場合にも、育英会へ連絡をしてください。

(3) 奨学金振込予定表

区 分		振込予定日
第1回	4. 5月分	5月20日
第2回	6. 7月分	7月20日
第3回	8. 9月分	9月20日
第4回	10. 11月分	11月20日
第5回	12～3月分	1月20日

注1：採用となった年度の第1回目の振り込みは、6月初旬を予定しています。

注2：振込予定日は、都合により遅れることがあります。

注3：振込予定日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日となります。

(4) 給付の始期及び終期について

奨学金の給付期間は、奨学生決定年度の入学した月から、在学する学校の最短修業年限の最終月までです。なお、4年を超える大学にあっても、4年間を限度とします。

(5) 給付期間中の報告等の義務

給付期間中は、毎年度修学状況の報告義務があります。

また、誓約書に記載した連絡先等の変更や、休学等修学状況に異動が生じた場合には、その届出義務があります。

詳細は、その様式も含めて後述します。

(6) 給付の取消し

修学の状況等によっては、奨学生の資格を失い、奨学金の給付を打ち切ることもありますので、注意してください。

5 報告義務

奨学金の給付を受け続けるためには、奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

奨学金の給付期間は、原則として4年間です。毎年1回、引き続き奨学金の給付を希望するか否かを確認するとともに、奨学生としての適格性が保たれているかの確認をします。その確認のため、次の手続をしてください。

手続を怠った場合や、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の給付が打ち切られます。

(1) 奨学金振込予定月の報告

奨学金振込予定月に、毎回修学の確認をします。電子メールにより、育英会 (info@shimane-ikuei.or.jp) へ連絡をしてください。振込予定日の1週間前までにお願いします。

(2) 進級確認書、修得単位証明書、生活状況書の提出

様式は5、6ページ

給付開始の翌年から、毎年4月末までに次の書類①②③を育英会に提出してください。提出のない場合は、振り込みを停止することがあります。様式はいずれも、掲載ページの様式をコピーするか育英会のホームページからダウンロードして使用してください。

① 進級確認書→様式1を使用。在学する学校の証明を受けてください。

② 修得単位証明書→在学する学校の様式による。

(上記①・②が、学校の様式で両方記載されている場合は、その様式のみで構いません。)

③ 生活状況書→様式2を使用。あなたが自筆で記入してください。

進級できず留年となった場合、又は1年間の修得単位が30単位に達していなかった場合は、奨学金の給付を打ち切ります。

(3) 奨学生異動届の提出

様式は7、8ページ

様式はいずれも、掲載ページの様式をコピーするか育英会のホームページからダウンロードして使用してください。

- ① 次の事由が生じた場合は、直ちに奨学生異動届（様式3）を提出してください。
 - ア 休学するとき
休学の初日の属する月の翌月から、奨学金の給付は打ち切りとなります。
 - イ 転学するとき
転学した日をもって奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で奨学金の給付は打ち切りとなります。
 - ウ 長期の欠席をするとき
長期欠席の初日の属する月の翌月から、奨学金の給付は打ち切りとなります。
 - エ 退学をするとき
学校を途中で退学した日をもって、奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で奨学金の給付は打ち切りとなります。
 - オ 退学、停学その他の処分を受けたとき
退学、停学その他の処分を受けた日をもって、奨学金給付の取消しとなり、その日の属する月で奨学金の給付は打ち切りとなります。
- ② あなたの住所変更等があったとき
住所や電話番号等の変更があった場合も、その都度、必ず奨学生異動届（住所等記載事項変更届）（様式4）を提出してください。

6 卒業時の報告

卒業時には、必ず勤務先等届（様式5）を提出してください。様式は、掲載ページの様式をコピーするか育英会のホームページからダウンロードして使用してください。

様式 1

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

学 校 名

⑩

(取扱責任者)

進 級 確 認 書

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1 m a r u k o 給付特待生

学部・学科名	学年	氏 名	進級※	備考※
	年			

※ 進級することができる者については○印、できない者については×印

※ 留年者等については、備考欄に付記してください。

※ 学年は新学年を記入してください。

(2024.3)

様式2

生活状況書

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号	3	0		—				M
(ふりがな) 氏名								
住所	〒							
電話番号								
在学学校・学部名								

前年度の生活状況等は下記のとおりでしたので、継続して奨学金の給付をお願いします。

学校生活の状況（授業の出席状況や努力したことについて記入）
課外活動について（サークル、ボランティア活動等で取り組んだことについて記入）
今後の目標（今年度の目標や課題、将来の目標について記入）

- ※ 奨学生のあなたが自筆で記入してください。
- ※ 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ※ 電話番号については、日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。

(2025.3)

様式3

奨学生異動届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号	3	0		—				M
(ふりがな) 奨学生氏名								
住 所	〒							
電 話 番 号								
在学学校・学部名								

下記のとおり異動事項が生じたので、異動届を提出します。

記

1 異動事項（該当の箇所を○で囲み、その日付等を記入してください。）

ア 休 学（ 年 月 日付け休学）

イ 転 学（ 年 月 日付け転学）

ウ 長期欠席（ 年 月 日から長期欠席）

エ 退 学（ 年 月 日付け退学）

オ 退学処分（ 年 月 日付け退学処分）

カ その他処分（ 年 月 日付け処分）

キ その他（ ）

2 異動理由（上記ア～キに該当する場合、具体的に記入）

（ ）

※ 奨学生のあなたが自筆で記入してください。

※ 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※ 電話番号については、日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。

(2025.3)

様式4

奨学生異動届(住所等記載事項変更届)

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号	3	0	—				M
	(ふりがな)							
	奨学生氏名							
	住所	〒						
	メールアドレス							
	電話番号							

1 異動事項

誓約書記載の本人の記載事項に変更が生じた

2 異動事項の内容と理由(具体的に記入)

- ※ 奨学生のあなたが自筆で記入してください。
- ※ 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ※ 電話番号については、日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。

(2025.3)

様式5

勤務先等届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号	3	0		—				M
(ふりがな)								
奨学生氏名								

卒業後（今後）の連絡先

住 所	〒
自宅電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	

卒業後（今後）の勤務先又は在学先

勤務先名	
勤務先住所	〒
勤務先電話番号	

在学先名	
在学先住所	〒
在学先電話番号	

- ※ 奨学生のあなたが自筆で記入してください。
- ※ 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ※ 自宅電話番号をお持ちでない場合、「なし」と記入してください。

(2025.3)